

竹島／独島は日本の教科書にどう書かれているか

依 義文（子どもと教科書全国ネット 21 事務局長）

はじめに

政府・文科省が竹島（韓国名・独島、以下竹島と表記）を学習指導要領の解説書に記述したために、日韓の外交問題になり、民間交流が中断されるなど様々な問題が生じている。竹島問題とは何なのか。竹島について教科書に載せ、生徒に教えることにどのような意味があるのか。

学習指導要領（以下、指導要領）というのは、文部科学省が作成して、教師が学校で教える内容を示したもので、ほぼ 10 年ごとに改訂されている。最高裁判所の判例では、指導要領は大綱的な（大まかな）基準であるとしているが、文科省はこれを官報に告示して法律的な拘束力があると主張し、これによって教師の授業内容を統制するようにしている。

「解説書」というのは、これも文科省が作成するもので、教科ごとに細かく指導要領の内容を説明し、どのように教えるかを示したものである。

教科書は指導要領に準拠して編集しなければならない、また、教科書検定においては学習指導要領が検定基準になっている。そして、執筆者・編集者は「解説書」を参考にして教科書を執筆・編集している。小・中・高校の教科書は文部科学大臣の検定に合格しなければ使用することができない。

教科書は指導要領の改訂にあわせて、10 年ごとに大幅な改訂が行われる。また、同じ指導要領の下でも、4 年ごとに検定が行われる（4 年の検定周期）ので、ほとんどの教科書が 4 年ごとに改訂している。検定は、小・中学校は 1 年間で行われるが、高校は 3 年間かけて行われる。

竹島については、高校では「地理」「現代社会」「政治・経済」の教科書に記述されているが、これらの教科書の検定は 3 年間の内の最初の 2 年間で実施されるのが通例である。

したがって、ここで取り上げる 94 年版・95 年版は同じ検定周期の教科書であり、98 年版・99 年版、03 年版・04 年版、07 年版・08 年版も同様である。94 年・95 年版と 98 年版・99 年版は、1989 年 3 月に改訂・告示された指導要領に準拠した教科書であり、03 年版・04 年版、07 年版・08 年版は 1999 年 3 月に改訂・告示された指導要領に準拠した教科書である。

なお、中学校は、2002 年度版、2006 年版ともに、1998 年 12 月に改訂・告示された指導要領に準拠した教科書である。

本報告では、別紙資料の「竹島／独島問題の教科書記述」「竹島／独島に関する学習指導要領及び解説書の記述」を参照していただきたい。

1. 竹島（独島）は日本の教科書に何時から記述されたか

日本の教科書に竹島（独島）がはじめて記述されたのは、1994 年版（93 年度検定）の高等学校「現代社会」2 社 2 種と「政治・経済」1 社 1 種である。翌 94 年度検定に合格した 1995 年度版には、「政治・経済」2 社 2 種に記述されている。この 2 年間に発行された竹島記述がある計 5 種の教科書を発行している教科書会社は 3 社（一橋出版、第一学習社、

山川出版)である。

これらの教科書は、前述のように 89 年の指導要領に準拠したものであるが、同じ指導要領の下で改訂して検定を受けた 98・99 年度版では、「地理 A」1 社 1 種、「地理 B」1 社 1 種、「現代社会」3 社 4 種、「政治・経済」4 社 5 種に増えている。この 2 年間に発行された竹島を記述している計 11 種の教科書を発行している教科書会社は 6 社（前記の 3 社のほか、教育出版、東京書籍、清水書院）に増えている。

竹島を記述した高校教科書が急に増えるのは、1999 年 3 月に改訂・告示の指導要領に準拠した教科書からである。竹島を記述している 03 年・04 年度版高校教科書は、「地理 A」3 社 3 種、「地理 B」2 社 2 種、「日本史 B」1 社 1 種、「現代社会」4 社 6 種、「政治・経済」5 社 7 種の計 19 種に増えている。竹島をこれらの教科書に取り上げた教科書会社は 10 社（前記の 6 社のほか、二宮書店、明成社、数研出版、三省堂）に増えている。

さらに、現在高校で使用されている 07 年・08 年度版では、「地理 A」4 社 5 種、「地理 B」3 社 4 種、「日本史 A」1 社 1 種、「日本史 B」1 社 1 種（この明成社版は 03 年度検定以降改訂しないで現行版として使用中）、「現代社会」6 社 8 種、「政治・経済」7 社 9 種の合計 28 種である。竹島をこれらの教科書に記述している教科書会社は 12 社（前記の 6 社のほか、実教出版、桐原書店）に増えている。

現行版（07 年・08 年度版）高校教科書で、竹島を記述している教科書は、「日本史 A」8 種中 1 種（13%）、「日本史 B」13 種中 1 種（8%）、「地理 A」9 種中 4 種（44%）、「地理 B」8 種中 4 種（50%）、「現代社会」20 種中 6 種（30%）、「政治・経済」17 種中 7 種（41%）である。

高校の地理、日本史、現代社会、政治・経済の教科書を発行している会社は、全部で 12 社であるから、この科目を発行する全ての教科書会社が何かの科目で竹島を記述しているということである。

中学校は、02 年度版に地理 1 社（日本書籍）、公民 1 社（扶桑社）にはじめて竹島が記述され、現在使われている 06 年度版に地理 1 社（帝国書院）、公民 3 社（東京書籍、大阪書籍、扶桑社）が記述している。なお、日本書籍（新社）は、06 年度版の地理は発行していない。

2. なぜ竹島が教科書に記述されはじめたのか

竹島がなぜ教科書に記述されるようになったのか、また、竹島を記述する教科書が 2000 年代以降に増加した理由については、次のようなことが指摘できる。

竹島が教科書に記述されるようになった理由の第一は指導要領の内容が変わったためである。まず、高校について紹介する。

1978 年 8 月告示の高校指導要領の地理では、「内容」に「国家の領域と国境」があるが、それについて、「内容の取扱い」でも「解説書」でも「領土問題」は扱っていない。ところが、89 年 3 月告示の指導要領では、「地理 A」の「内容」に「領土問題などに関する現代世界の特色と動向」が取り上げられ（「内容の取扱い」には記述なし）、「解説書」では、「北方領土などの我が国が当面する領土問題や経済水域の問題にも着目させ、北方領土については我が国が正当に主張している立場に基づいて的確に扱う必要がある。」とはじめて北方領土問題を教科書に記述し、学校で教えるように求めた。「地理 B」についても同様である。

「現代社会」については、89年指導要領でも領土問題に言及はないが、「政治・経済」では、89年指導要領で「領土などに関する国際法の意義と役割」と、はじめて「領土」についての内容が取り上げられている。「内容の取扱い」には記述がないが、「解説書」では、「領土問題については、我が国をも含めて様々な国同士の間にも未解決の問題があるが、国際平和の維持と安定のためにも平和的な解決に向けて広い視野に立って継続的に努力する態度が必要であることを認識させる。」と書かれている（これは99年指導要領の「解説書」も同文）。

このように指導要領及び解説書が「領土問題」を扱うようにしたことが、94年・95年版に竹島が登場するようになる第一の原因である。

中学校の場合は、1977年7月告示の指導要領では、地理の「内容」に「国土の位置、領域の特徴」とあるが「内容の取扱い」には「領土問題」の記述はない。「指導書」（現「解説書」の当時の呼称）では、「我が国が当面する領土問題や経済水域の問題などに着目させ、…（略）。その際、未解決の領土問題に対して、我が国が正当に主張している立場に基づいて、その要点を的確に理解させる必要がある。」となっていて、北方領土など特定の「領土問題」は記述されていない。ところが、89年12月告示の指導要領の地理の「内容の取扱い」に「北方領土が我が国の固有の領土であることなど我が国の領域をめぐる問題にも着目させるようにすること。」と、「北方領土が我が国の固有の領土」という記述が登場している。この同じ時に教科書検定制度が改定され、指導要領の「内容の取扱い」までが検定基準になったので、「北方領土が我が国の固有の領土」ということを必ず教科書に取り上げなければならなくなった。

ただし、指導要領及び解説書で取り上げているのは北方領土問題であり、竹島については具体的な記述はない。にもかかわらず、94・95年版で3社が竹島を記述したのは、北方領土と同様に「未解決」の「領土問題」と考えたためと推測される。何社かが取り上げて書くようになれば、採択競争に不利にならないようにという思いから他の社も記述するようになるのは、これまでも他の事例から容易に推測できることである。

3. 竹島を記述する教科書が増加した理由

竹島を記述する教科書が増えてきた理由は、前述の指導要領の変化が前提になるが、それに加えて、①文科省の検定、②島根県の働きかけ、③右翼組織・右翼政治家の圧力、が考えられる。

①の検定については、「竹島を書け」という検定指示があったという事例は、いまのところはない。しかし、検定の中で、教科書調査官によって非公式に示唆されたケースがあったのではないかという推測はある。正式の検定意見ではなく、教科書調査官が非公式に示唆したり、指示した例は、これまでもいろいろな問題で報告されている。

竹島についても、2006年度の「政治・経済」の検定で、「…北方領土で双方の主張の隔たりは大きく」という記述に対して、「北方領土についての説明がなく、理解しがたい表現である」という検定意見によって修正した際に、当初の検定申請図書には竹島の記述はなかったのに、検定後に竹島と尖閣諸島についての記述が追加されている事例がある。公表された検定意見には竹島・尖閣諸島については言及されていないから、編集者と教科書調査官とのやり取りの中で、調査官によって示唆されたか、編集者が文科省の意図を付度し

て記述を追加したものと思われる。

②の島根県による働きかけであるが、これは 90 年代後半から、文部省・文部科学省をはじめ、個別の教科書会社、業界団体の教科書協会に対して、県知事・教育長名などを記した文書で、教科書に「竹島は島根県に属する日本の領土」と書くようにという要請が行われてきた。この島根県の働きかけは、2005 年 2 月に「竹島の日」を制定する前後からいっそう強まってきた。

③の右翼組織・右翼政治家の圧力はかなり早くからあった。日本会議を中心とした右派組織は、北方領土をはじめとした領土問題について、国家主義的な立場からとりあげ、竹島問題についても指導要領に明記し、教科書にも「わが国固有の領土」と書くよう運動してきた。日本会議と連携する右翼議員連盟の日本会議国会議員懇談会（「日本会議議連」）が、日本会議の要求を受けて文部省・文部科学省に働きかけを行ってきた。「日本会議議連」の中心メンバーであり、日本の前途と歴史教育を考える議員の会（「教科書議連」）の会長である中山成彬前国交相は、文部科学大臣当時の 2005 年 3 月に「竹島は日本の固有の領土だと学習指導要領に明記すべきだ」と国会で答弁している。

4. 現行版高校教科書（07・08 年度版）の竹島記述の変化とその理由

90 年代の高校教科書での竹島の扱いは、「日本と韓国の上に竹島問題がある」という記述にとどまっていた。ところが、01 年に検定を受けた右翼組織の日本会議が編集した明成社版『最新日本史』（03 年度版）にはじめて竹島が「わが国固有の領土」と記述される。この 03・04 年度版では、他に「地理 A」で「島根県に属する竹島」という記述があるが、その他の教科書は 90 年代とほぼ同様な「日本と韓国の上に竹島をめぐる意見の対立がある」という客観的な表現にとどまっていた。

ところが、現行版の高校教科書（07・08 年度版）では、竹島は「日本の固有の領土」「日本の領土」と書いたものが 28 種中 11 種（39%）になり、これに、「島根県に属する竹島」と記した 3 種を加えると、50%の教科書が竹島は日本の領土だと明記している。さらに、竹島を「韓国が不法に占拠」「韓国が占拠」と書いている教科書も 2 種ある。

なお、中学校でも竹島を記述した 4 社の内、日本の中学生の 61%が使用する東京書籍版の公民が「日本の固有の領土」と書き、新しい歴史教科書をつくる会（「つくる会」）が編集した扶桑社版の公民は、「歴史的にも国際法上もわが国固有の領土」「韓国が不法占拠」と書いている。

このような記述の変化の理由は、指導要領の内容及び「3」で述べたような理由によるものと推察される。

5. 竹島を中学校教科書に書く意味があるのか

日韓の間で見解が対立し、政治的・外交的にも簡単には解決できない問題を、中学校教科書にあえて記述し、学校で教えることにどれほどの意味があるのか。東京学芸大学の君島和彦教授は、「今回の措置で見過ごせないのは、政治的・外交的に解決できない問題を、教育の場に押しつけたことである。解説書の通りに、双方が領有権を主張していること、『主張に相違がある』ことを、授業で本当に教えて良いのだろうか。教科書検定では合格するのだろうか。町村官房長官が記者団の質問に答えたように、学校では日本の固有の領

士であると教えることになるであろうし、教科書検定でもそのように書かされるであろう。とすれば、解説書の表現で韓国に配慮したとしても、それは方便に過ぎないことになる」と批判している（朝日新聞 08 年 7 月 24 日付）。

教科書に書いて学校で教えれば、「不当に占拠されているのなら、武力で取り戻すべきだ」と考える生徒が出てきてもよいというだろうか。事実、「解決の途は…、韓国による竹島の不法な“実効支配”を實力で終焉せしめる以外にない。彼らが“実効支配”の根拠とする兵舎、砲台、レーダー、ヘリポート、埠頭等を自衛隊の空爆、艦砲射撃、ミサイル砲撃によって完全に破壊させることである。」（中村繁昭和史研究所代表、『WILL』08 年 10 月号）という危険な主張が右派によって行われている。

解説書に書いたことで、韓国が強く反発し、外交問題化して、日韓の交流や友好関係に重大な問題を引きおこしている。2010 年に予定される中学校教科書の検定は、2011 年 4 月に公開される。その時、多くの教科書（あるいはすべての教科書）に竹島が「日本の固有の領土」と記述されていることが明らかになれば、韓国の反日感情が一挙に強まり、日韓の交流、友好関係に取り返しのつかないような危機的な状況が生まれかねない。

検定制度が改悪されたために、政府の主張だけが一方的に書かされかねない事態になろうとしている。竹島についてもこれまで以上に「韓国が不当に支配（占拠）」と書く教科書が出てくるのが危惧される。

まして、この年には、歴史を歪曲する「つくる会」の自由社版教科書、「教科書改善の会」の育鵬社版教科書も登場する。教科書問題は、必ず外交問題化し、日韓関係は緊張が高まるのが確実であり、それに竹島問題が「火に油を注ぐ」ことになりかねない。

私たちは、日中韓青少年歴史体験キャンプ、「歴史認識と東アジアの平和」フォーラム、3 国共同編集で共通歴史教材『未来をひらく歴史』を発刊などの活動を通じて、民間レベルで日韓中 3 国の友好関係を築いてきた。そうした、東アジアの平和な未来をめざす私たちの民間交流のこれからにとって、竹島を指導要領の解説書に明記し、教科書に記述させ、学校で教えさせるというのは、障害にこそなれ、何らの役にも立たないものだと思う。日本の政府・文科省は解説書からすみやかに「竹島」の記述を削除し、韓国との関係を修復して、冷静な話し合いを開始すべきだと思う。

【資料】竹島（独島）問題の教科書記述

2008年11月12日

作成：俵 義文（子どもと教科書全国ネット21事務局長）

竹島（韓国名・独島）が教科書に掲載されるようになったのは何時からか。また、どのように記述されているのかについての調査資料である。

※検定年度はその教科書が検定を受けた年度である。その翌年の3月（又は4月初）に検定合格・不合格が決定し、その年に採択が行われ、使用するのは検定年度の2年後の4月からになる。採択は、小・中学校は検定周期（4年）にあわせて4年ごと、高校は毎年行われる。

※同じ出版社から同一の科目で複数ある場合は、「a」「b」で表示した。

※教科書会社名は発行者番号順に並べた。

※高校は基本的には2007年度版、2008年度版が現在使用されている教科書（現行版）である。

※〈 〉は、竹島の記述がある項の見出しである。

□高等学校用

◇1994年度版（92年度検定、93年3月検定合格）

出版社	教科・科目	教科書記述	備考
一橋出版	現代社会	〈日本の領土問題〉・日本の領土問題としては、ロシアとのあいだに北方領土問題があり、韓国とのあいだに日本海に浮かぶ無人島の竹島問題があり、さらに中国とのあいだに尖閣諸島問題がある。（本文、195P）	
第一学習社	現代社会	〈未解決の領土問題〉・また、韓国との間には竹島問題、中華人民共和国との間には尖閣諸島問題がある。（本文、197P）	地図に竹島表記有
第一学習社	政治・経済	〈未解決の領土問題〉・また、韓国との間には竹島問題、中華人民共和国との間には尖閣諸島問題がある。（本文、87P）	

◇1995年度版（93年度検定、94年3月検定合格）

出版社	教科・科目	教科書記述	備考
山川出版	政治・経済	〈国家主権〉（地図の説明）「日本の領域と領土問題」・日本は、北方領土の他にも、日本海の竹島や尖閣諸島をめぐる領土問題をかかえている。（89P）	地図に竹島表記有
第一学習社	政治・経済	〈未解決の領土問題〉・また、韓国との間には竹島問題、中華人民共和国との間には尖閣諸島問題がある。（本文、94P）	地図に竹島表記有

◇1998年度版（96年度検定、97年3月検定合格）

出版社	教科・科目	教科書記述	備考
教育出版	地理A	〈民族と地域紛争〉・日本場合、北方領土（…略…）や竹島の領土問題がある。その他、尖閣諸島にみられるような日本への領海侵犯などの問題がある。（側注、15P）	
教育出版	現代社会	〈アジアの緊張要因〉…、北方領土問題、竹島問題、尖閣諸島問題など、困難な領土問題を平和的な交渉によって解決していかなければならない。（本文、15P） （地図の説明）・竹島問題（日本・韓国が領有権を主張）（15P）	地図に竹島表記有
一橋出版	現代社会	〈日本の領土問題〉・日本の領土問題としては、ロシアとの間に北方領土問題があり、韓国とのあいだに日本海に浮かぶ無人島の竹島問題があり、さらに中国とのあいだに尖閣諸島問題がある。（本文、195P） ・竹島は（韓国名・独島）は、日韓双方が領有権を主張し、たびたび紛争になってきた。1952年以降は、韓国が灯台を建て警備隊を常駐させるなどを行っている。（側注、195P）	
第一学習社	現代社会 a	〈未解決の領土問題〉・また、韓国との間には竹島問題、中華人民共和国の間には尖閣諸島問題がある。（本文、199P）	地図に竹島表記有
第一学習社	現代社会 b	〈未解決の領土問題〉・また、韓国との間には竹島の帰属について対立しており、中華人民共和国の間にも尖閣諸島問題がある。（本文、240P） （写真の説明）・竹島 島根県隠岐島の北西に位置し、二つの島と多数の岩礁からなる。写真は、コンクリートで作られた韓国国旗である。（240P）	地図に竹島表記有 竹島の写真有
第一学習社	政治・経済	〈未解決の領土問題〉・日本においても、ロシアとの間に北方領土問題、韓国との間に竹島問題、中華人民共和国の間には尖閣諸島問題という大きな問題をかかえている。（本文、87P） （写真の説明）・竹島 島根県隠岐島の北西に位置し、二つの島と多数の岩礁からなる。写真は、コンクリートで作られた韓国国旗である。（87P）	竹島の写真有 竹島の写真有

◇1999年度版（97年度検定、98年3月検定合格）

出版社	教科・科目	教科書記述	備考
教育出版	地理B	〈領土問題〉（「日本の北方領土」の地図の説明）・その他、領土問題では、韓国との間に竹島をめぐる問題がある。また、日本の尖閣諸島に対して中国側から領有が主張されている。	竹島の地図は無

		(49P)	
東京書籍	政治・経済	〈戦後日本の歩み〉…、北方領土問題や尖閣諸島（魚釣島）や竹島（独島）の領有権問題、朝鮮民主主義人民共和国との国交回復など未解決の問題も残っている。(本文、90P)	
清水書院	政治・経済	〈日本の外交の課題〉…このほか領土問題で、韓国が竹島の領有権を、中国が尖閣諸島の領有権を主張している。(脚注、97P)	
山川出版	政治・経済	〈国家主権〉…日本も北方領土についてロシア、竹島について韓国、尖閣諸島について中国と争いがあるが、近隣諸国との友好関係を維持し、平和的解決を実現するようにつとめなければならない。(89P)	地図に竹島表記有
第一学習社	政治・経済	〈未解決の領土問題〉…また、韓国との間には竹島問題、中国との間には尖閣諸島問題がある。(本文、57P) (地図の説明)…日本の領土 日本は、ロシアとの間に北方領土問題、韓国との間に竹島問題、中国との間に尖閣諸島問題をかかえている。(57P)	地図に竹島表記有

◇2003年度版（01年度検定、02年3月検定合格）

出版社	教科・科目	教科書記述	備考
教育出版	地理 A	〈国境線をめぐる問題〉…日本の場合、北方領土（…略…）や竹島の領土問題がある。また尖閣諸島に対しては中国から領有権が主張されている。(本文、11P) ・その他、領土問題をめぐっては、韓国との間に竹島をめぐる問題がある。(側注、11P)	
教育出版	地理 B	〈国境の風景〉（「日本の北方領土」の地図の説明）…その他領土問題では、韓国との間に竹島をめぐる問題がある。また、日本の尖閣諸島に対して中国側から領有が主張されている。(277P)	竹島の地図は無
清水書院	地理 A	〈日本の領土問題〉…また、島根県に属する竹島には、韓国との領有権問題がある。沖縄県の尖閣諸島については、中国が領有権を主張している。(本文、21P)	
第一学習社	地理 A	〈今も起こる国境・領土問題〉（「日本の領域と経済水域」の地図の説明）…しかし、韓国とは竹島の領有権問題があり、中国は尖閣諸島の領有権を主張しているために、これらの海域は暫定水域となっている。(17P)	地図に竹島表記有
二宮書店	地理 B	〈文化交流の新たなきざし〉…日韓両国には、竹島領有権問題など課題もあるが、そうした課題を解決するためには、これらのような経済協力や文化交流を通じた相互理解が欠かせない。(本文、263P)	

		<p>・竹島（韓国名では独島）は、日本海に浮かぶ無人島であるが排他的経済水域の設定で重要な役割を果たす。帰属について、両国間の中で意見の一致はみられていない。（脚注、263-4P）</p> <p>〈日本の地域性〉（「日本の国家領域」の地図の説明）・竹島は韓国との間に領有権問題があり、尖閣（せんかく）諸島は中国が領有権を主張している。（316P）</p>	地図に竹島表記有
明成社	日本史 B	<p>〈現代日本の課題と文化の創造〉・領土問題については、わが国固有の領土が他国の脅威にさらされている。北方領土はロシアに占領されたままであり、韓国が島根県の竹島の領有権を、中国などが沖縄県の尖閣諸島領有権を主張している。（本文、270P）</p>	* 改訂していないので現行版である
東京書籍	現代社会	<p>〈これからの安全保障〉・日本についていえば、ロシアとの間で北方領土問題があり、また、韓国および中国との間でも島の領有権をめぐる紛争が潜在的にある。（本文、141P）</p>	竹島の固有名詞は無
数研出版	現代社会 a	<p>〈領土に関する条約〉・日本にも、北方領土（…略…）をめぐってロシアと、竹島（島根県沖）をめぐって韓国と未解決の領土問題がある。また、尖閣諸島（南西諸島の一部）をめぐっては、中国や台湾も領有権を主張している。（131P）</p>	
数研出版	現代社会 b	<p>〈歴史の反省と新しい協力関係をめざして〉（地図の説明）</p> <p>・竹島は島根県の隠岐島の西方 159 km、韓国の鬱陵島の東南 92 kmにある大小二つの岩礁の島。総面積は 0.23 k m²。韓国との間で交渉中。（137P）</p>	地図に竹島表記有
一橋出版	現代社会	<p>〈日本の領土問題〉・竹島問題 日本と韓国のあいだで、竹島問題がある（本文、149P）</p>	
第一学習社	現代社会 a	<p>〈日本の領土問題〉・このほかにも日本の領土問題として、韓国との間の竹島問題、中国との間の尖閣諸島問題がある。（本文、139P）</p> <p>（地図の説明）・日本の領土問題としては、ロシアとの間の北方領土問題、韓国との間の竹島問題、中国との間の尖閣諸島問題がある。（139P）</p> <p>（写真の説明）・竹島につくられたコンクリート製の韓国の国旗（139P）</p>	地図に竹島表記有 竹島の写真有
第一学習社	現代社会 b	<p>〈国境と領土問題〉・また、韓国との間では竹島の帰属について対立しており、中国との間にも尖閣諸島問題がある。（本文、203P）</p> <p>（写真の説明）・竹島 島根県隠岐諸島の北西に位置し、二つの島と多数の岩礁からなる。写真は、コンクリートで作られた韓国国旗である。（203P）</p>	地図に竹島表記有 竹島の写真有

清水書院	政治・経済	〈日本外交の課題〉・また、尖閣諸島（中国名は魚釣島）をめぐる日中双方が領有権を主張し、韓国とのあいだでは竹島帰属問題がある。（本文、76P）	
第一学習社	政治・経済	〈国境と領土問題〉・また、韓国との間に竹島の帰属をめぐる対立、中華人民共和国との間に尖閣諸島問題がある。（本文、73P）	地図に竹島表記有

◇2004年度版（02年度検定、03年3月検定合格）

出版社	教科・科目	教科書記述	備考
東京書籍	政治・経済	〈戦後の日本外交〉…、北方領土問題や尖閣諸島（魚釣島）や竹島（独島）の領有権問題、朝鮮民主主義人民共和国との国交回復など未解決の問題もある。（本文、87P）	
三省堂	政治・経済	〈日本の領土問題〉（地図の説明）・日本にかかわる領土問題 北方四島 ロシアと返還交渉 尖閣諸島 中国と係争 竹島 韓国と係争（55P）	地図に竹島表記有
清水書院	政治・経済	〈日本外交の課題〉・このほか日本のかかえる領土問題には、韓国が領有権を主張する竹島、中国が領有権を主張する尖閣諸島がある。（脚注、87P）	
山川出版	政治・経済	〈国家主権と領土〉・日本の北方領土問題をはじめとして、未解決の領土問題が世界の各地にある。（本文、68P） *地図に竹島を表記しているが、竹島についての記述はない。	地図に竹島表記有（67P）
第一学習社	政治・経済	〈未解決の領土問題〉・また、韓国との間には竹島問題、中国との間には尖閣諸島問題がある。（本文、47P）	地図に竹島表記有

◇2007年度版（05年度検定、06年3月検定合格）

出版社	教科・科目	教科書記述	備考
教育出版	地理 A	〈国境線をめぐる問題〉・日本にも固有の領土である、北方領土（…略…）や竹島の問題がある。同じく日本の固有の領土である尖閣諸島に対しては中国が領有権を主張している。（本文、13P）	
教育出版	地理 B	〈国境線の風景〉（「日本の北方領土」の地図の説明）・その他日本固有の領土である竹島については、韓国との間に領土問題がある。また、日本の尖閣諸島に対して中国側から領有が主張されている。（277P）	竹島の地図は無
帝国書院	地理 A	〈国の範囲と国境〉（コラム）「海の向こうは…」・同様に日本固有の領土の、竹島で韓国との間に領有権問題があり、尖閣諸島については中国が領有権を主張している。（14P）	

帝国書院	地理 B	〈日本の領土・領海問題〉・日本固有の領土である竹島でも、韓国との間に領有権問題がある。(脚注、320P)	
第一学習社	地理 A	〈今も起こる国境・領土問題〉(「日本の領域と経済水域」の地図の説明)・しかし、韓国とは竹島の帰属問題があり、また中国は尖閣諸島の領有権を主張しているため、これらの海域は暫定水域となっている。(17P)	地図に竹島表記有
二宮書店	地理 A	〈これからの日韓関係〉・日韓両国には、竹島領有権問題など課題もあるが、そうした課題を解決するには、経済協力や文化交流を通じた相互理解が欠かせない。(本文、133P)	
二宮書店	地理 B	〈日韓の課題〉・さらに、両国間には、竹島領有権問題もある。こうした課題を解決するためには、いっそう深く確実な相互理解が欠かせないであろう。(本文、253P) ・竹島(韓国名では独島)は、日本海に浮かぶ無人島であるが排他的経済水域の設定で重要な役割を果たす。(脚注、253P) (課題学習)「日本の領土と領土問題」の地図の説明)・竹島は韓国との間に竹島領有権問題があり、尖閣(せんかく)諸島は中国が領有権を主張している。(301P)	地図に竹島表記有
清水書院	日本史 A	〈21世紀における課題〉・日本固有の領土である竹島・尖閣諸島についても、韓国は竹島の領有を主張しており、中国は尖閣諸島の領有を主張し、東シナ海における資源開発などについても問題が発生している。(側注、193P)	
東京書籍	現代社会	〈これからの安全保障政策〉・さらに、日本の領土については、ロシアとの間で北方領土問題、韓国との間で竹島の問題があり、尖閣諸島については中国が領有を主張している。(本文、155P)	
教育出版	現代社会	〈国家の要素〉・日本の領土である北方領土と竹島は、それぞれロシアと韓国に占拠され、領土問題となっている。尖閣諸島も日本の領土だが中国などが領有を主張している。(側注、138P)	
清水書院	現代社会	〈新しい国際社会をめざして〉(コラム)「日本の領土問題」 ・他に、日本の領土に関わって、竹島(韓国名では独島)について韓国が、魚釣島など尖閣諸島については中国・台湾が、領有を主張している。(121P)	
数研出版	現代社会	〈日本と国際社会〉(地図の説明)・竹島は島根県の隠岐島の西方 159 km、韓国の鬱陵島の東南 92 kmにある大小二つの岩礁の島。島根県に属し、総面積は 0.23 k m ² 。韓国も領有権を主張している。(160P)	地図に竹島表記有
第一学習社	現代社会 a	〈日本の領土問題〉・このほか日本の領土問題として、韓国との間の竹島問題がある。また、尖閣諸島に対して中国が領有	地図に竹島表記有

		を主張するなどの問題もある。(本文、147P) (写真の説明)・竹島 日本の領土である竹島には、韓国によってコンクリート製の国旗のほか、灯台や見晴台築かれている。(147P)	竹島の写真有
第一学習社	現代社会 b	〈国境と領土問題〉・また、韓国が不法占拠を続けている竹島(韓国での呼称は独島)や、中国が領有を主張している尖閣諸島(中国での呼称は魚釣島)も、日本固有の領土であるが、双方の主張は平行線をたどっている。(本文、209P) (写真の説明)・竹島 島根県隠岐諸島の北西に位置し、二つの島と多数の岩礁からなる。写真は、コンクリートで作られた韓国国旗である。(209P)	地図に竹島表記有 竹島の写真有
桐原書店	現代社会	〈国境の存在〉・日本の領土に関しても、ロシアとの北方領土返還問題が未解決のほか、韓国が竹島の領有権を、中国が尖閣諸島の領有権をそれぞれ主張している。(本文、153P) 〈近隣諸国との関係〉・韓国とは竹島の領有問題が未解決であり、戦後補償問題など反日感情もあるものの、1998年に韓国が日本の大衆文化輸入を解禁するなど、友好的関係が築かれつつある。(本文、170P)	地図に竹島表記有
実教出版	政治・経済	〈国際社会の基本構造〉「領土をめぐる問題」・わが国の固有の領土である北方領土(…略…)、尖閣諸島、竹島に対しては、それぞれロシア、中国、韓国が領有権を主張している。(側注、46P)	
清水書院	政治・経済	〈日本外交の課題〉・また沖縄県にある尖閣諸島(魚釣島など)や島根県に属する竹島については、中国や韓国もそれぞれ自国の領土だと主張している。(本文、80P)	
山川出版	政治・経済	〈日本外交の課題〉・また、尖閣諸島をめぐる日本と中国・台湾との関係、竹島をめぐる日本と韓国との関係など、それらの帰属と漁業資源・海底資源の開発に関しても外交による解決が求められている。(85P)	地図に竹島表記有
数研出版	政治・経済	〈これからの課題〉・固有の領土をめぐる問題は、ほかにも、韓国が竹島の領有を主張し、さらには、中国・台湾が尖閣諸島の領有を求めるといった問題もおこっている。(脚注、88P)	
第一学習社	政治・経済	〈国境と領土問題〉・また、韓国との間に竹島の帰属をめぐる対立、中国との間に尖閣諸島問題がある。(本文、73P)	地図に竹島表記有
桐原書店	政治・経済	〈領土・国境問題〉・日本の領土に関しても、ロシアとの北方領土返還問題が未解決のほか、韓国が竹島の領有権を、中国が尖閣諸島の領有権をそれぞれ主張している。(本文、82-3P)	地図に竹島表記有

◇2008年度版（06年度検定、07年3月検定合格）

出版社	教科・科目	教科書記述	備考
帝国書院	地理 A	〈国家の領域〉(コラム)「日本の領土問題」・また、島根県に帰属する日本海の竹島では、領有権をめぐる韓国との間で主張が対立している。(17P)	
帝国書院	地理 B	〈民族の共生への課題〉(コラム)「日本の領土・領海問題」 ・このほか、日本固有の領土である竹島については、韓国との間に領有権問題がある。同様に日本の領土である尖閣諸島については、中国が領有権を主張している。(223P)	
清水書院	現代社会	〈国際法と集団安全保障〉・また、島根県に属する竹島には、韓国との領有権問題がある。沖縄県の尖閣諸島については、中国が領有権を主張している。(側注、152P)	
東京書籍	政治・経済	〈戦後の日本外交〉・しかし、日本の領土については、ロシアとは北方領土、韓国とは竹島をめぐる問題があり、中国は尖閣諸島の領有を主張している。(本文、94P)	
清水書院	政治・経済	〈日本外交の課題〉・このほか領土をめぐる問題として、島根県にある竹島について韓国が、沖縄県に属する尖閣諸島については中国などが、それぞれ自国の領土だと主張している。(脚注、89P)	
第一学習社	政治・経済	〈未解決の領土問題〉・日本国内においても、ロシアとの間に北方領土問題、韓国との間には竹島問題がある。また、尖閣諸島に対して中国が領有を主張する問題もある。(本文、47P)	地図に竹島表記有

■中学校用

◇2002年度版（2000年度検定、01年4月検定合格）

出版社	教科・科目	教科書記述	備考
日本書籍	地理的分野	〈200海里時代の日本の海域〉・日本と韓国との間には、日本海の竹島をめぐる問題がある。日本政府は韓国政府と交渉し、竹島周辺の水域は、とりあえず両国で共同管理する暫定漁業水域とした新しい漁業協定を結んだ。（本文、35P）	地図に竹島表記有
扶桑社	公民的分野	〈主権国家〉・国後、択捉、色丹、歯舞諸島の北方領土、日本海海上の竹島、東シナ海海上の尖閣諸島について、それぞれロシア、韓国、中国がその領有を主張し、一部を支配しているが、歴史的に見てわが国固有の領土である。（本文、104-5P）	

◇2006年度版・中学校（04年度検定、05年4月検定合格）

出版社	教科・科目	教科書記述	備考
帝国書院	地理的分野	〈日本の範囲はどこまで?〉「ステップアップ」・東西南北のはし以外にも、日本には竹島や尖閣諸島などの離島があります。（30P）	
東京書籍	公民的分野	〈主権国家〉（地図の説明）「竹島と尖閣諸島」・島根県隠岐諸島の北西に位置する竹島、沖縄県先島諸島の北方に位置する尖閣諸島は、いずれも日本の固有の領土です。（155P）	地図に竹島表記有
大阪書籍	公民的分野	〈国家と主権〉（コラム）「定まらない領土と国境」・島根県沖の竹島は、韓国もその領有を主張しています。（159P）	地図に竹島表記有
扶桑社	公民的分野	〈わが国周辺の問題〉（口絵の写真の説明）・わが国の領土であるが、（下）中国が領有を主張する尖閣諸島、及び（最下）韓国が不法占拠している竹島（3P） 〈主権国家とは〉・国後島、択捉島、色丹島、歯舞諸島の北方領土、日本海上の竹島、東シナ海上の尖閣諸島については、それぞれロシア、韓国、中国がその領有を主張し、一部を支配しているが、これらの領土は歴史的にも国際法上もわが国固有の領土である。（本文、128P）	竹島の写真を掲載 地図に竹島表記有

【資料】竹島（独島）に関する学習指導要領及び解説書の記述

作成：俵 義文（子どもと教科書全国ネット 21 事務局長）

※アンダーラインは俵による

□高等学校学習指導要領（1999 年 3 月告示）

◆地理 A

2 内容 (1) 現代世界の特色と地理的技能 ア 球面上の世界と地域構成

地球儀と世界地図との比較，略地図の描図などを通して，地球表面の大陸と海洋の形状や各国の位置関係，方位，時差及び日本の位置と領域などについてとらえさせる。

3 内容の取扱い (2) ア (イ)

アについては，球面上の世界のとらえ方に慣れ親しませるよう工夫すること。その際，地図の投影法には深入りしないこと。略地図の描図については，世界地図の全体や部分が描けるようにすること。日本の位置と領域については，世界的視野から日本の位置をとらえるとともに，日本の領域をめぐる問題にも触れること。

◎解説書

また、「日本の領域」については、「日本の領域をめぐる問題にも触れること」（内容の取扱い）と示されていることに留意し，北方領土など我が国が当面する領土問題や経済水域の問題など取り上げ、国境のもつ意義や領土問題が人々の生活に及ぼす影響などを考察できるようにする。なお、北方領土など我が国が当面する領土問題については、我が国が正当に主張している立場に基づいて的確に扱う必要がある。

◆地理 B

2 内容 (3) 現代世界の諸課題の地理的考察 ク 民族，領土問題の地域性

人種・民族と国家との関係，国境，領土問題の現状や動向を世界的視野から地域性を踏まえて追究し，それらの問題の現れ方には地域による特殊性や地域を超えた類似性がみられることをとらえさせ，その解決には地域性を踏まえた国際協力が効果的であることなどについて考察させる。

3 (2) ウ (イ)

クについては，領土問題の現状や動向を扱う際に日本の領土問題にも触れること。

◎解説書

「クについては，領土問題の現状や動向を扱う際に日本の領土問題にも触れること」（内容の取扱い）とあることから，北方領土など我が国が当面する領土問題については、我が国が正当に主張している立場に基づいて的確に扱う必要がある。

◆現代社会

2 内容 (2) エ 国際社会の動向と日本の果たすべき役割

世界の主な国の政治や経済の動向に触れながら，人権，国家主権，領土に関する国際法の意義，人種・民族問題，核兵器と軍縮問題，我が国の安全保障と防衛，資本主義経済と社会主義経済の変容，貿易の拡大と経済摩擦，南北問題について理解させ，国際平和や国際協力の必要性及び国際組織の役割について認識させるとともに，国際社会における日本の果たすべき役割及び日本人の生き方について考えさせる。

※内容の取扱いには領土に関する記述はない。

◎解説書

領土問題については、我が国をも含めて様々な国同士の間に未解決の問題があるが、国際平和の維持と安定のためにも平和的な解決に向けて広い視野に立って継続的に努力する態度が必要であることを認識させる。

◆政治・経済

2 内容 (1) イ 現代の国際政治

国際政治の動向，人権，国家主権，領土などに関する国際法の意義，国際連合をはじめとする国際機構の役割，我が国の防衛を含む安全保障の問題について理解させ，国際政治の特質や国際紛争の諸要因について探究させるとともに，国際平和と人類の福祉に寄与する日本の役割について考察させる。

※内容の取扱いには領土に関する記述はない。

◎解説書

領土問題については、我が国をも含めて様々な国同士の間に未解決の問題があるが、国際平和の維持と安定のためにも平和的な解決に向けて広い視野に立って継続的に努力する態度が必要であることを認識させる。

■中学校学習指導要領（1998年12月告示）

◇社会科 地理的分野

2 内容 (1) イ (ア) 日本の位置と領域

我が国の国土の位置及び領域の特色と変化を広い視野から考察し、日本の現状を位置と領域の面から大観させる。

3 内容の取扱い (3) ウ

イの(ア)については、地球儀や地図を活用して我が国の位置と領域の特色を多面的・多角的にとらえるようにすること。また、「領域の特色と変化」については、北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題にも着目させるようにすること。

◎解説書

…、我が国が当面する領土問題や経済水域の問題などに着目させることも大切である。その際、「北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題にも着目させるようにすること」（内容の取扱い）とあることから、北方領土（歯舞諸島、色丹島、国後島、択捉島）については、その位置と範囲を確認させるとともに、北方領土は我が国の固有の領土であるが、現在ロシア連邦によって占拠されているため、その返還を求めていることなどについて、我が国が正当に主張している立場に基づいて的確に扱う必要がある。

◆中学校新学習指導要領（2008年3月告示）

◇社会科 地理的分野

2 内容 (2) ア 日本の地域構成

地球儀や地図を活用し、我が国の国土の位置、世界各地との時差、領域の特色と変化、地域区分などを取り上げ、日本の地域構成を大観させる。

3 内容の取扱い (4) ア (ア)

「領域の特色と変化」については、我が国の海洋国家としての特色を取り上げるとともに、北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題にも着目させるようにすること。

●解説書

また、我が国は四面環海の国土であるため直接他国と陸地を接していないことに着目させ、国境がもつ意味について考えさせたり、我が国が正当に主張している立場に基づいて、当面する領土問題や経済水域の問題などに着目させたりすることも大切である。

その際、「北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題にも着目させるようにすること」と（学習指導要領の「内容の取扱い」に一引用者）あるから、北方領土（歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島）については、その位置と範囲を確認させるとともに、北方領土は我が国の固有の領土であるが、現在ロシア連邦によって不当に占拠されているため、その返還を求めていることなどについて、的確に扱う必要がある。また、我が国と韓国の間には竹島をめぐる主張に相違があることなどにも触れ、北方領土と同様に我が国の領土・領域について理解を深めさせることも必要である。